

令和3年3月30日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

## 法人用キャッシュカード（普通預金）規定改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和3年4月5日から「ローソン銀行」とのATM提携にともない、法人用キャッシュカード（普通預金）規定の一部を改定いたします。

また、ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

### 記

#### 1. 改定日

令和3年4月5日(月)

#### 2. 改定内容

ローソン銀行との提携による利用可能範囲

##### ○改定内容

ローソン銀行との提携開始にあたり、当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫、およびゆうちょ銀行のATMに加え、ローソン銀行のATMでも取り扱いが可能となる旨の表現を追加します。

##### ○改定例

#### 1. (カードの利用)

普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ローソン銀行およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫、ローソン銀行およびゆうちょ銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

#### 3. 変更となる規定

- ・法人用キャッシュカード（普通預金）規定
- ・法人用キャッシュカード（普通預金）規定 新旧対照表

以上